

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第7回電力・ガス基本政策小委員会
議事要旨

日時：平成30年1月31日（水曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

出席者

<委員>

山内小委員長、秋元委員、大石委員、大橋委員、大山委員、松村委員、村上委員、村松委員、四元委員、渡辺委員、市川委員

<オブザーバー>

株式会社エネット 武田代表取締役社長、電気事業連合会 廣江副会長、一般社団法人日本ガス協会 幡場副会長・専務理事、電力広域的運営推進機関 佐藤理事

<経済産業省>

村瀬電力・ガス事業部長、畠山電力ガス・事業部政策課長、小川電力産業・市場室長、曳野電力基盤整備課長、鍋島電力供給室長、柴山ガス市場整備室長、岸電力・ガス取引監視等委員会事務局長
他

議題

1. 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について
2. 制度検討作業部会における中間論点整理（第2次）について
3. 電力の経過措置料金について
4. 効率的かつ安定的な需給バランス維持の実現に向けた制度環境整備について

議事概要（自由討議含む）

1. 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について（資料3-1、3-2、3-3）

事務局より資料3-1、3-2に沿って説明、その後大石委員より資料3-3に関して報告。

資料3-1 電力小売全面自由化の進捗状況

- 需要家保護の観点で、小売電気事業者のなかには経営環境の悪化や経営ポートフォリオの見直し等、再編の動きがあるのではないかと思う。その動向には注視いただきたい。突然たちゆかなくなったときに需要家の不利益につながる可能性があるため、支払の状況等をしっかり注視し、万が一のことがおきても需要家の移行がスムーズに進むよう、配慮願いたい。
- 電力もガスも、自由化の成果が着実にみえてきているという印象。新規参入者もかなりでき

た。他産業でみても、企業数の数は最初に伸びるが、そのまま推移するわけではない。徐々に数が絞られ、そこから安定期に入るとというのが一般的。450事業者がそのまま推移するわけではないと思うが、規模別にみてもある程度大きな規模に集約されてきており、これは健全な姿ではないかと思う。

11ページ目の単価比較について、新電力の市場調達が多いところとそれ以外の差などは把握できるか。

→(事務局等)取引所の会員になっていれば市場からの調達状況が把握できるかもしれないが、balancingグループに加入している場合等は、必ずしも1事業者あたりの調達量がダイレクトに見えるわけではない。しかしながら、調達の比率は注視し、フォローしていきたいと考えている。

資料3-2 ガスの小売全面自由化の進捗状況

- 資料で紹介のあった大津市のほかの公営事業者にも民営化の動きがある。主務省庁として静観するのか民営化も積極的に推進していくのか。
→(事務局等)ガスのみならず、公営事業は、一義的には総務省でみている。公営事業者から相談等があれば、しっかりと対応していく。
- 地方で新規参入がない理由として、スイッチングのためのシステムの準備ができていないことが挙げられるのではないかと。
→(事務局等)スイッチングシステムについては準備ができているが、新規参入者側からフォーマットを統一してほしいとの要望がきている。電力・ガス取引監視等委員会が中心となり、検討しているところ。
→(電力・ガス取引監視等委員会)スイッチングのフォーマット統一については、日本ガス協会や事業者にも努力いただいているが、まだ十分でないところがあるので、電力・ガス監視等委員会を中心となって一緒に検討していこうということを進めている。
- p8を見ると、契約当たり販売量が多いところは販売単価が低くて、販売量が多いところのほうが参入が多いということなので、基本的に参入が起こると価格が下がっているという関係が見られる。他方で、参入が起こっていないところというのは、市場規模が小さいところで、多くの事業者が参入するメリットを感じていないという部分もあると思う。一方、こうしたところについて、参入を促す制度的な措置というのも一定程度考えていくことで、自由化の消費者メリットというのを全国に浸透させていくということも重要。
- PFIの活用において、ガスは新しい事例。積極的に広報してほしい。
- 地方の中小の都市ガス事業者は、地方の人口の減少という中であって、さまざまな事業展開を

しようというふうに頑張っている。そうした中で、資料の 12、13 スライド目にあるような、消費者に対する付加価値サービスについて、情報提供、好事例の横展開というものを、ぜひ努めて周知してほしい。

資料 3-3 大石委員提出資料

- (→電力・ガス取引監視等委員会) 標準メニューや月額料金等、ガイドラインの上で望ましい行為として記載している部分については、事業者への働きかけ、あるいは定期的にフォローもしているところ。引き続きやっていきたい。
- 規制なき独占にならぬよう、ガスシステム改革小委員会で整理があった特別な事後監視を一部行っている。それに限らず、自由化の趣旨は踏まえつつも、仮に不公正、不適正な取引があれば、法令ガイドラインに従って適切に対処していきたい。
- (→幡場オブザーバー) 小売営業ガイドラインや適正取引ガイドラインについて、全国で説明会を実施するなどして、事業者に進捗をするような支援をしてきた。まだ、いわゆる標準の月間の料金や託送料金相当額について掲示がされていない、少ないという指摘があったので、いろいろ周知してきたが、今後さらに具体的な方法を考えて、一層各事業者を支援して、こういう望ましい行為が進められるよう、実現されるような取り組みをしてまいりたい。

2. 制度検討作業部会における中間論点整理 (第 2 次) について (資料 4-1、4-2)

事務局より資料 4-1、4-2 に沿って説明。

(委員・オブザーバーから意見無し)

3. 電力の経過措置料金について (資料 5-1、5-2)

事務局より資料 5-1 に沿って説明、その後大石委員より資料 5-2 に関して報告。

- 経過措置料金の撤廃は、市場が活性化するまで撤廃するべきではない。経過措置料金の撤廃のスケジュールは多くの国民に知らされていない。あらゆる場面で丁寧に説明するべき。事後監視の体制を整備して再び寡占状態にならないよう、また、大口と小口の競争を同一として考えないでいただきたい。家庭のところでも競争が置き、消費者が選べるような状況か見極めが必要。
- 自由化の狙いはフェアな競争環境を作ること。常時バックアップは、小売りの事業参入のための電源を確保するという目的。目的以外に使われているのであれば、不当な利用と言えるため、そういった動きがあれば撤廃するのは当然の動き。ただし、現在提示されているデータが全体をカバーできているのかどうか、今判断することは早急だと考える。
常時バックアップ利用率について、44%とある。これを見ると、枠に対して制約、利用率を上げるべきという意見が出てくるはずで、また、スポット取引と常時バックアップの利益の鞘

取り取りの例についても同様に見直すべきとの意見が出てくるはず。特に高圧・特高の事業者を分析できているのか、一部を切り取ってみるべきではない。慎重に検討するべき。

- そもそも常時バックアップとは、15ページに記載のとおり、新規参入者に対する過渡的措置。ベースロード市場が整備されるならば政策目的が一致するため、そちらに移行することが自然。利用状況についても、2013年にベース電源として使い勝手が良いように変えた。もし問題ある行為があれば是正するべき。
- 常時バックアップの利用形態について。20ページ以降に実態があるが、ベースロード市場が出来ることが即時バックアップの見直しにつながるのか、もっと分析するべき。ベースロード市場以外にもほかの市場も見べき。市場が活性化すれば常時バックアップ取引は自然と他の市場に移っていくのではないのか。即時廃止というのではなく、経緯や状況を見て判断してもらいたい。26ページのまとめにもあるが、ヒアリング等を通して利用実態を的確に把握してもらいたい。
- 今回は、今後常時バックアップの実態をさらに見ていくとともに、市場が整備される中でどう変えていくかの議論を進めるための導入だと思う。そもそも2013年の見直し後の状況について、真面目にベース的につかうとか、真面目に使わない人がいるとかの指摘がおかしい。2013年の見直しは、ベース利用に資するように料金体系を変えたということ。ただインセンティブとして入れただけであり、それでも使い勝手の良い制度となっていて、その点では制度変更が足りなかったかもしれない。もしくは価格が低すぎた等、様々な要因が考えられる。また、当時の制度改正はベースロード市場の創設が前提とされていない。常時バックアップを残すことを前提とした議論もあり得る。
プライススクイズの問題については、現時点では常時バックアップの価格でしか見られないのが現状。実際には、常時バックアップ以外で旧一般電気事業者が相対契約に応じないという状況がある。この状況のまま即座に廃止ということは不可能。
- 歴史的に民間企業同士の契約として導入され持続している。23ページのように、仮に不適切な利用がなされている場合は、適切に使われるように見直しを行う必要がある。
- 民間企業同士の契約に対して、政策的な位置づけを行っているのが常時バックアップ。そのため、政策目的をしっかりと決めるべき。また、使い勝手が良く、未利用率が増えている点、スポット市場との申し込み期限との差で利用率等が変化していることは見直すべき。
- (→小委員長) 本日いただいた御意見を参考に、事務局では分析を深めてもらいたい。

4. 効率的かつ安定的な需給バランス維持の実現に向けた制度環境整備について（資料6）

- 14ページの作為的インバランスについては、非難に値すると認識。事業者行動は10月の改正でどう変わったのか。
（→佐藤オブザーバー）現段階では過度なインバランス発生者は確認されない。
- まだデータは十分ではないが、10月に改定していい方向に向かっているという印象。その意味でもしっかりとデータ分析が重要。また、新しい市場との関係も重要。並行している市場設計と連携してどう改正するか。これも整合性をきちんとつけて検討してほしい。
- 広い議論かもしれないが、インバランス料金の手前として需給の予測要素も重要と思う。ビッグデータを使うことになるのであれば、利活用を制度として促進する議論も本議論の射程に入るのではないかと。需給予想のツールとしてのビッグデータにおけるデータのオーナーシップ、使い方のルール等。この辺りもしっかり整備してほしい。正確かつ効率的な需要予測のための環境づくりは、議論すべきと思う。
- 一般送配電のコスト回収の確実性と、系統利用者における計画順守のインセンティブをしっかりと措置するという点、これはぜひお願いしたい。
もう1点。コスト回収の時に、透明性というのは理解できる一方で、発電事業者のコストは企業情報でありすべて公開することは難しく、公表方法をご配慮願いたい。
- 需給調整市場は2020年に開設されるが、2020+X年に本格化する。2020年は不十分で、その時が使えるのか。2020+X年で広域調達できなければ意味がないのではないかと。そうすると、以降も今の暫定算定式を維持するのではないかと。2020年を待たずして早期導入ということだが、そもそも2020年に全てできるかどうか当てにしない方がいい。
27ページの最後の論点について。ペナルティはすぐ議論して導入すべき。
20ページについて、融通指示の時に、想定と比べてマーケットからの調達がされていたかどうか。一緒かどうかわからないが、過度にインバランスが生じたときの料金、というような議論は、資料にある「関連制度」に入っているのか。
→（事務局等）関連制度は幅広く、ということで記載している。平時と緊急時の料金の在り方も含めてインバランス料金の議論では考えていくつもりである。
- 18ページについて。時間前市場の規模に比べてインバランスが多いとの指摘があったが、FITの予測誤差由来のインバランスが構造的にあり、その部分は時間前市場で解消できず、結果的に差が生じるのではないかと。FITの予測誤差由来のインバランス抜きで考えた時どうなのか。ぜひお願いしたい。
→（事務局等）インバランスの分類等も丁寧に行い、それも踏まえての制度議論と認識してい

く。関連要素も含めて分析はしっかり行っていく。

- (→小委員長) 事務局は引き続き分析を深め、議論につなげてほしい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541